

一人ひとりが輝く社会をめざして



三重県では、1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法の趣旨、理念等をふまえ、男女共同参画社会を実現していくために、「三重県男女共同参画推進条例」を2000年（平成12年）に制定し、2001年（平成13年）1月から施行しています。

2002年（平成14年）には、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応するため、男女共同参画を推進する施策の指針となる「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができる社会の実現をめざして、取組を進めてきました。その後、男女共同参画に関わる法制度の整備が進められ、社会情勢も大きく変化する中で、こうした変化に対応するため、2007年（平成19年）3月に基本計画の改訂を行いました。

計画改訂から4年が経過し、この間、雇用情勢の悪化や、少子高齢化の一層の進展など、社会経済情勢の変化等をふまえ、今後の基本的な取組方向を明らかにするため、この度、第2次三重県男女共同参画基本計画を策定したところです。

計画の推進にあたっては、本県の現状等をふまえ、政策・方針決定過程への女性の参画促進、男女共同参画についての男性の理解促進や子どもの頃からの理解促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、7つの重点項目を設定し、今後10年間で重点的に取り組むこととしています。

男性も女性も一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、みんなが夢や希望を持ち自分らしく生きることができる「一人ひとりが幸福を実感できる社会」の基礎となるものです。

県民の皆さん、NPO、事業者や市町等におかれましては、引き続きそれぞれの立場から男女共同参画を推進していただくとともに、県施策への一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました県民の皆さんをはじめ、三重県男女共同参画審議会委員及び関係各位に心から感謝を申し上げます。

三重県知事 鈴木 英 敬